

加東市若年者在宅ターミナルケア支援事業

加東市では、若年者の末期がん患者の方が、住み慣れた自宅で、自分らしく安心して日常生活が送れるよう在宅における生活を支援するため、訪問介護及び福祉用具の貸与にかかるサービスの利用料の一部を助成します。

▼対象者

次のいずれにも該当する方

- サービスを利用する日において加東市に住民登録のある18歳以上40歳未満の方
- 治癒を目的とした治療を行わない末期がん患者の方

※障害福祉サービス等の利用状況により、対象にならない場合があります。

▼対象サービス

- 訪問介護
ホームヘルパーが自宅を訪問し、日常生活の介護や生活の援助を行います。
 - ・身体介護（食事、入浴、排せつなどのお世話）
 - ・生活援助（住居の掃除、洗濯、買い物、食事の準備、調理などの援助）
 - ・通院、外出の援助
- 福祉用具の貸与
車いす（付属品を含む）、特殊寝台（付属品を含む）、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、自動排泄処理装置、移動用リフト（つり具を除く）など

▼助成額（上限額）

- 助成額はサービスの利用に要した費用の9割相当額とし、1か月あたり5万4千円を上限とします。
（生活保護の方は、サービス利用に要した費用の10割相当額とし、1か月あたり6万円を助成の上限とします）
※訪問介護の利用は週3回までが助成の対象となります。

▼手続きの流れ

(1) 市に利用申請

申請書に末期がん患者であると医師が判断したことが確認できる書類を添付して、加東市健康課へ提出してください。

＜提出書類＞

- ①若年者在宅ターミナルケア支援事業利用申請書（様式第1号）
- ②末期がん患者であると医師が判断したことが確認できる書類※
※書類の発行にかかる費用は、自己負担となります。



(2) 市から利用決定の通知

利用申請の内容を審査し、決定通知書を送付します。



(3) サービスの利用・利用料の支払い

介護サービス事業者と契約を行い、サービスの利用を開始してください。

介護サービス事業者から請求された全額をお支払いいただき、領収書と明細書は市へサービス利用料の請求時に提出してください。



(4) 市に利用料の請求

請求書に領収書と明細書を添付して、加東市健康課へ提出してください。

＜提出書類＞

- ①若年者在宅ターミナルケア支援事業助成金交付請求書（様式第6号）
- ②領収書
- ③明細書

＜請求期間＞

サービスを利用した日の属する年度の3月31日まで ※月単位の請求可



(5) 審査・支払い

請求内容を審査し、指定の口座に助成金を振り込みます。

申請・問い合わせ先

〒673-1493 加東市社 50 番地
加東市健康課（保健センター 庁舎2階）
TEL 0795-42-2800（直通）